

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応 チェックポイント

まずはここから！

万が一に備え
漏えい等報告・
本人通知の手順
を整備しましょう

まずはここから！

個人データを
外国の第三者へ
提供しているか
確認しましょう

まずはここから！

安全管理措置
を公表する等
本人の知り得る状態
に置きましょう

保有個人データを
棚卸し、開示請求等
に備えましょう

個人情報を
不適正に利用
していないか
確認しましょう

個人関連情報の
利用状況や提供先を
確認しましょう

改正内容を確認し、プライバシーポリシーの改訂等が必要な場合は対応しましょう

個人情報保護委員会



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

<https://www.ppc.go.jp/>

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応

まずはここからご対応ください！

01

個人の権利利益を害するおそれ大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。

まずはここからご対応ください！

外国にある第三者への個人データの提供時に、提供先の第三者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が求められます。

02

03

まずはここからご対応ください！

どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、原則として、安全管理のために講じた措置の公表等が義務化されます。

外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

6ヶ月以内に消去するデータについて、開示請求の対象となります。また、個人データを提供・受領した際の記録も開示請求の対象となります。開示方法については、本人が指示できるようになります。このほか、本人による保有個人データの利用停止・消去等の個人の請求権が拡充されました。

04

05

違法な行為を営むことが疑われる事業者に、違法又は不当な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、個人情報を提供すること等、不適正な方法により個人情報を利用することが禁じられることが明確化されます。

個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられます。
個人関連情報には、端末識別子を通じて収集されたサイト閲覧履歴や、商品購買履歴、位置情報等が該当します（なお、これらの例でも、個人情報に該当する（特定の個人を識別できる）ものは、個人関連情報にはあたりません。）。

06